

道路占用
許可申請
協議書

新規	更新	変更	第 月 日
			年

令和 年 月 日

真岡市長 様

〒
住 所
氏 名 ⑩
TEL
担当者
TEL
E-mail

道路法 第32条 の規定により 許可を申請
第35条 協議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名		車道・歩道・その他
	場 所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件 の 構 造
	令和 年 月 日まで		
工事の期間	令和 年 月 日から	間	工事实施 の 方 法
	令和 年 月 日まで		
道路の 復旧方法		添付書類	
備 考			

記載要領

- 「許可申請・協議」「第32条・第35条」及び「許可を申請・協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「新規・更新・変更」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

道路占用
許可申請
協議
書

記入例

新規	更新	変更	第 年 月 日
----	----	----	------------

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請日

真岡市長 様

設置者、所有者など

申請が法人・会社等の場合
の担当課・担当者・連絡先

〒 321-0000
住所 真岡市いちご町〇〇〇番地
氏名 〇〇〇工業 代表 真岡 太郎
TEL 0285-83-0000
担当者 △△課 木綿 二郎
TEL 0285-83-△△△△
E-mail

岡工〇
大業〇
郎真〇

第32条 道路法 の規定により 許可を申請 します。
第35条 協議

占用の目的	ビル解体工事に伴う仮設足場設置のため		
占用の場所	路線名	市道 △△△ 号線	車道・歩道・その他
	場所	真岡市いちご町××番地先	
占用物件	名称	規模	数量
	仮設足場	15.5m×0.5m×5.0m (W×D×H)	7.75㎡≒8㎡
占用の期間	令和 年 月 許可日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	間	占用物件 の構造 枠組足場
工事の期間	令和 年 月 許可日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	間	工事実施 の方法 「直営工事」または ※「請負工事」
道路の 復旧方法	原形復旧		添付書類 位置図、案内図、平面図 立面図、現況写真
備考	※請負の場合の業者名・担当者名・連絡先を記入ください		

いずれ
かに○

規格・
寸法等

面積
延長

【記載要領】

- 「許可申請・協議」「第32条・第35条」及び「許可を申請・協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「新規・更新・変更」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合には代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請人の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

申請書類は 2部 提出してください

※書き方等でご不明な点は下記までお問い合わせください。

真岡市役所 建設部 建設課 管理係
電話番号 0285-83-8147
FAX 0285-83-6240

道路占用
許可申請
協議書

記入例(排水管設置)

新規	更新	変更	第 年 月 日
----	----	----	------------

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請日

真岡市長 様

設置者、所有者など

申請が法人・会社等の場合の
担当課・担当者・連絡先

〒321-0000
住所 真岡市いちご町〇〇〇番地
氏名 〇〇〇工業 代表 真岡 太郎
TEL 0285-83-0000
担当者 △△課 木綿 二郎
TEL 0285-83-△△△△
E-mail

周工〇
大業〇
郎真〇

第32条 道路法 の規定により 許可を申請 します。
第35条 協議 書

占用の目的	合併処理浄化槽処理水放流のため		
占用の場所	路線名	市道 △△△ 号線	車道・歩道・その他
	場所	真岡市いちご町×××番地先	
占用物件	名称	規模	数量
	排水管	VP φ100	0.5m
占用の期間	令和 年 月 許可日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	間	占用物件の構造 硬質塩化ビニール管
工事の期間	令和 年 月 許可日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	間	工事実施の方法 「直営工事」または ※「請負工事」
道路の復旧方法	原形復旧	添付書類	位置図、案内図、平面図 断面図、現況写真
備考	※請負の場合の業者名・担当者名・連絡先を記入ください		

いずれかに○

規格・寸法等

面積延長

管の種類

記載要領

- 「許可申請・協議」「第32条・第35条」及び「許可を申請・協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「新規・更新・変更」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合には代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請人の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

申請書類は2部提出してください

※書き方等でご不明な点は下記までお問い合わせください。

真岡市役所 建設部 建設課 管理係
電話番号 0285-83-8147
FAX 0285-83-6240

合併浄化槽処理水の市管理側溝への放流に係る道路占用の取り扱いについて

1 基本方針

し尿と生活雑排水（台所や風呂等からの排水）を併せて処理する浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）処理水については、公共下水道、農業集落排水処理施設などが整備（供用開始）されていない地域で、市管理側溝（以下「道路側溝」という。）以外に放流先（河川、水路等）がない場合であって、かつ、道路側溝の雨水排水機能に支障を来さない限り、道路側溝への放流を認めるものとする。

2 対象浄化槽

10人槽以下の合併処理浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上、浄化槽処理水BODの濃度が20mg/l_{5日}（日間平均値）以下の処理能力を有するものとする。

3 対象地域

公共下水道、農業集落排水処理施設などが整備（供用開始）されていない地域であって、かつ道路側溝以外に処理水の放流先（河川、水路）がない場合とする。

一般住宅及び店舗併用住宅に限る。

4 対象側溝

- (1) 道路側溝の雨水排水機能に支障を来さないために、矩形断面では、通水断面が300mm×300mm以上、円形断面では、直径が400mm以上であるものとする。
- (2) 雨天時、溢水したことがある道路側溝への放流は認めないものとする。

5 対象排水管

- (1) 合併処理浄化槽処理水を道路側溝に放流するために、道路側溝に取り付ける排水管は、口径100mm以下のものとする。
- (2) 排水管は、道路側溝の雨水排水機能に支障を来さないように取り付けるものとする。（流末が浸透槽の場合は不可）
- (3) 対象浄化槽から放流水を集め共同放流するための管渠及び同管渠への取り付け管とする。
なお、占用に関する技術基準は下水道の管渠に準じるものとする。

6 放流の期間

放流を認める期間は、公共下水道又は農業集落排水処理施設などが整備（供用開始）されるまでの間とする。

7 道路法上の取扱い

- (1) 排水管は、道路法第32条第1項第2号（水管類）に規定する占用許可の対象物件とする。
- (2) 占用料は、真岡市道路占用料徴収条例第5条第4号の規定に基づき免除する。
- (3) 占用の許可期間は、5年間とする。
- (4) 取り付け管は、上記（1）の配水管とみなす。

8 占用許可手続き

占用許可申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- ・位置図、工事等設計図書（計画図・構造図等）
- ・国土交通大臣が浄化槽法第15条の規定に基づき認定した「型式認定書」又は国土交通大臣指定認定機関が発行する「型式適合認定書」の写し
- ・誓約書（別紙様式）
- ・排水管を取り付ける道路側溝の現況通水断面と勾配（別紙様式）
- ・道路側溝と農業用水路等が兼用されている場合又は道路側溝の流末が農業用水路等となっている場合は、水路を管理する団体（土地改良区、水利組合等）と水路の使用に関する契約書、同意書等の写し
- ・設置する浄化槽維持管理契約書の写し
（占用許可更新申請時においては、契約中の浄化槽維持管理契約書の写し）

9 悪臭等の対応

真岡市は、道路側溝に放流された合併処理浄化槽処理水について、悪臭その他生活環境を阻害する要因が発生したときは、設置者に対し改善指導を行うものとする。

側溝からの逆流が原因として浄化槽の機能がそなわれたとしても申請者の責とする。

10 実施期日

本取扱いについては、平成17年7月1日から実施する。

誓 約 書

令和 年 月 日

真岡市長 様

浄化槽管理者（設置者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

（法人の場合は名称及び代表者名）

電 話 _____

私は、合併処理浄化槽処理水を道路側溝へ放流するために、当該側溝に取り付ける排水管の占有許可を申請するに当たり、次のことを誓約します。

- 1 公共下水道、農業集落排水処理施設などが整備（供用開始）されたときは、公共下水道に屎及び生活雑排水を流入させるとともに、市に届け出て、排水管を除去し、道路側溝は現状に復旧します。
- 2 浄化槽法に定める保守点検、清掃、水質に関する検査を確実に履行するとともに、検査の結果、改善を要する、または改善することが望ましいとの判断を受けたときは、速やかに改善を行います。さらに、改善を行うにあたって必要があるときは、市浄化槽担当課（下水道課）に連絡して、その指導を受けます。
- 3 道路側溝に土砂・流木及び汚泥等が堆積し、処理水を流下させるのに必要な断面が確保されなくなった場合または汚損が生じた場合、清掃を行います。
- 4 処理水に起因する悪臭、水質汚濁、その他生活環境を阻害する要因が発生し、近隣から苦情があったときには、誠意をもって解決にあたります。
- 5 道路側溝からの逆流水その他排水管が道路側溝と接続していることに起因する事由によって浄化槽に損傷等が発生しても、自費で修復等行い、何らかの請求も行いません。

同意書

今回、申請人が、真岡市 _____ 字 _____ 番地に
設置する、合併処理浄化槽放流水を、市道 _____ 号線側溝（市管理側溝）に
接続しても当水利組合は、何ら異議がなく、これに同意します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

水利組合長

_____ ⑩

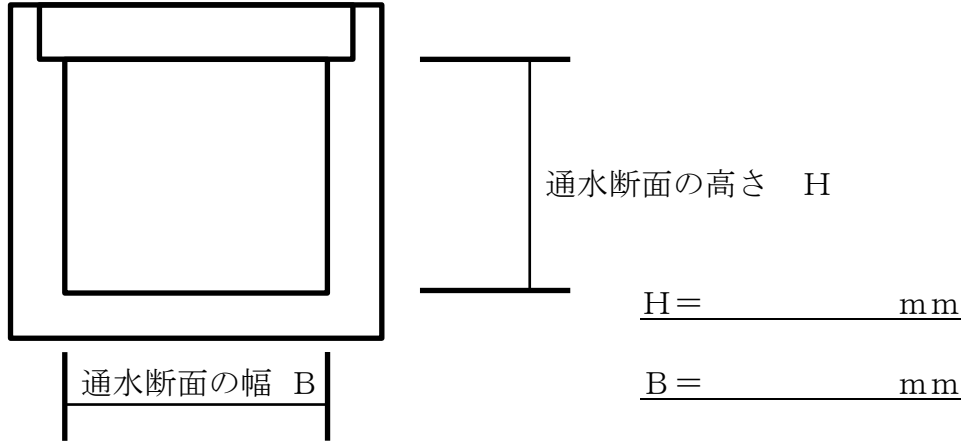
申請人

_____ 様

既存側溝の現況通水断面及び勾配

《矩形断面の場合》

1、現況側溝の通水断面と寸法



2、現況側溝の敷勾配

L (m) 離れた 2 地点間の距離 L = _____ m

その 2 地点の高低差 Δh = _____ m

現況側溝の敷勾配 i = _____ %

《円形断面の場合》

1、現況側溝の通水断面と寸法



2、現況側溝の敷勾配

L (m) 離れた 2 地点間の距離 L = _____ m

その 2 地点の高低差 Δh = _____ m

現況側溝の敷勾配 i = _____ %